公　　告

土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８８条第４項の規定に基づき、変更後の県営幸江崎地区土地改良事業（農業用用排水施設）の計画の概要について、関係市長及び予定管理者と協議するので、同条第６項において準用する同法第８７条の２第８項の規定により公告する。

なお、同法施行規則（昭和２４年農林省令第７５号）第５７条の２の２第２項に規定する事項は、下記のとおりとする。

令和８年 10 月 22 日

茨城県知事　　大井川　和彦

記

１　縦覧に供すべき書類の名称

変更後の県営幸江崎地区土地改良事業（農業用用排水施設）計画の概要

２　縦覧の期間

令和８年 10 月 23 日から令和８年 11 月 24 日まで

３　縦覧の場所

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所

４　意見書の提出方法

当該事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、意見がある者の住所、氏名を記載した意見書を提出すること。

５　意見書の提出先

〒３０６－０４３３

茨城県猿島郡境町２１７４－１３

茨城県県西農林事務所境土地改良事務所